

最高人民法院・最高人民検察院
「知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する
解釈（意見募集稿）」に対する意見募集表

会社名： 日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
第一条一 項(三)号 第一条第 二項(三) 号 第四条第 一項(二) 号	各号冒頭の「2年以内」を「過去において」 または「5年以内に」に修正すべきである。	再犯の場合に重罰になること自体には異 存はないが、2年という期間では短すぎ、再 犯防止の効果を十分に期待できない。
第二条第 一項(二) 号および (三)号	文言の修正提案は無いが、本条の柔軟な 運用を期待する。	商品または役務が完全に同一ではなくとも、公衆が一般的に同種と認識しているものであれば本条の対象となる本条の規定に異存はなく、文言の修正も必要ないと考え るが、運用にあたっては例えば商標局の類似群で同じコードに該当するもの(例:バッテリーとバッテリーチャージャー)は原則として本条の対象となる等、柔軟な運用を期待したい。
第二十二 条第一項 (二)号	「(二) 罪過を悔いている場合。」を削除し、 当該削除に応じて(三)号を(二)号に繰り 上げるよう修正することを要望する。	中国における模倣品業者に対する刑事裁判では、かなり重大な事案でも執行猶予が付くことがあり、施行猶予中に再犯することもある。従って、規定の解釈が曖昧になることに起因して刑事処罰が軽くなる可能性がある規定については、その解釈を曖昧にする該当部分の記載を削除すべきである。 本号は、罪過を悔いている程度の解釈が曖昧になることから削除すべきである。悔いているかを問わず、罪過の内容に応じて粛々と処罰すべきである。

<p>第三十条 第二項</p>	<p>以下のように修正することを要望する (下線部の追加)。</p> <p>「人民法院は法により知的財産権侵害の刑事自訴事件を受理し、当事者は、客観的な原因により取得できない証拠について、自訴を提起するときに関連する手がかりを提供することができ、<u>当事者が客観的に信ぴょう性のある手がかりを提出して人民法院に調査・収集を申し立てる場合、人民法院は法により調査、収集しなければならない。</u>」</p>	<p>当事者が信ぴょう性の無い手がかりしか提供していないにもかかわらず調査・収集が行われてしまうと、この手続が濫用され、調査対象者側の重要な情報の流出にも繋がりがねない。従って、人民法院が調査・収集をすることができるのはあくまで客観的に信ぴょう性のある手がかりが提出された場合に限られるべきである。</p>
---------------------	---	---

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)